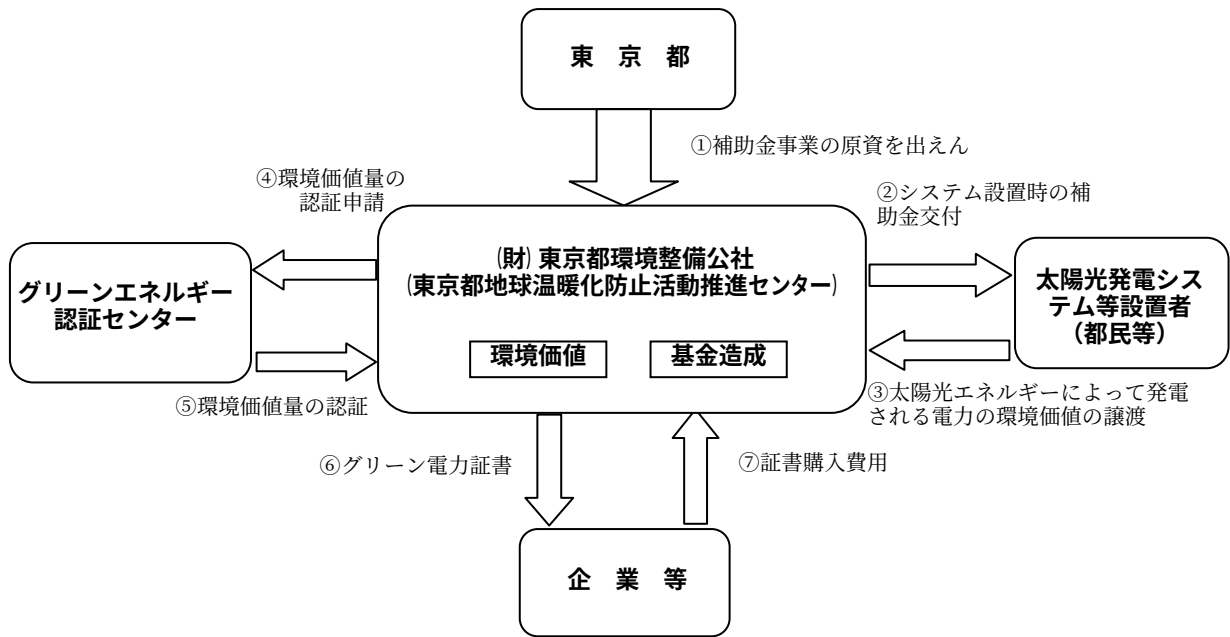


第 2 - 2 - 13 図 東京都の太陽エネルギー利用拡大スキーム



- (備考) 1. 東京都地球温暖化防止活動推進センターホームページ（住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業事業スキーム図）に基づき作成。
2. 本スキームは、太陽熱利用機器等を設置した場合にも適用される。
3. 図中の「企業等」は、温室効果ガスの総量削減義務を負う大規模事業所等を示す。これらの大規模事業所は、排出削減不足分につき、公社からの証書購入で補うことが可能。